

議案第135号

関市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について

関市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成24年12月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

道路法の一部改正に伴い、案内標識等の寸法を定めるため、この条例を定めようとする。

関市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。以下「案内標識等」という。）の寸法について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(案内標識等の寸法)

第3条 案内標識等の寸法は、令別表第2に規定する案内標識等の寸法に準じて規則で定める。

附 則

(施行規則)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に設置する案内標識等から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置している案内標識等の寸法については、なお従前の例による。